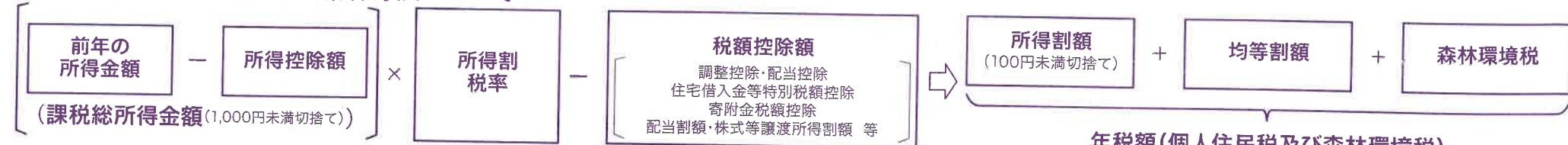


個人住民税及び森林環境税の計算方法について



年税額(個人住民税及び森林環境税)

所得割の税率(総合分)

市町民税	府民税
6%	4%

※分離課税の税額計算方法については、係までお問い合わせください。

均等割の税率

市町民税	府民税
3,000円	1,300円

(府民税には大阪府森林環境税300円を含みます)

森林環境税

国税	1,000円
----	--------

所得控除

社会保険料控除	健康保険や厚生年金の掛金等の金額
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済事業団に支払った第一種共済契約の掛金と心身障害者扶養共済制度の掛金と確定拠出年金法に基づく個人型年金加入者掛金の合計額
生命保険料控除	別表1参照
地震保険料控除	別表2参照
障害者控除	1人につき26万円(特別障害者30万円) ※同居特別障害者53万円
寡婦控除	26万円(合計所得金額が500万円以下の場合)
ひとり親控除	30万円(合計所得金額が500万円以下の場合)
勤労学生控除	26万円
配偶者控除	納税義務者の合計所得金額が1,000万円以下であり、合計所得金額48万円以下の生計を一にする配偶者を有する場合(別表3参照)
配偶者特別控除	納税義務者の合計所得金額が1,000万円以下であり、合計所得金額48万円超133万円以下の生計を一にする配偶者を有する場合(別表3参照)
扶養控除	1人につき33万円 ※16歳未満の年少扶養控除は廃止されました。 ただし、 ①特定扶養親族(19歳以上23歳未満) 45万円 ②70歳以上の扶養親族 38万円 ③②に該当する父母等で同居している場合 45万円
基礎控除	別表4参照
雑損控除	差引損失額-(総所得金額等の合計額×10%)又は、災害関連支出の金額-5万円とのいずれか多い方の金額
医療費控除	①または②との選択制になります。 ①医療費の実負担額-(総所得金額等×5%)と10万円のいずれか少ない方の金額(控除限度額200万円) ②(特定一般用医薬品等購入費の合計額-保険金などで補てんされる金額)-1万2千円(控除限度額8万8千円)

(別表1) 生命保険料控除

生命保険料控除額=1+2+3(限度額70,000円)

- 1: 一般生命保険料控除額
- 2: 個人年金保険料控除額
- 3: 介護医療保険料控除額

(1) 旧生命保険料及び旧個人年金保険料を支払った場合

支払った保険料の額(A)	控除額
15,000円以下	〈A〉の全額
15,000円超40,000円以下	〈A〉×0.5+7,500円
40,000円超70,000円以下	〈A〉×0.25+17,500円
70,000円超	35,000円

(2) 新生命保険料、介護医療保険料又は新個人年金保険料を支払った場合

支払った保険料の額(A)	控除額
12,000円以下	〈A〉の全額
12,000円超32,000円以下	〈A〉×0.5+6,000円
32,000円超56,000円以下	〈A〉×0.25+14,000円
56,000円超	28,000円

(3) (1)と(2)の双方の保険契約等に係る控除がある場合
(1)と(2)のそれぞれの計算式でもとめた控除の合計額(各控除の上限28,000円、合計限度額70,000円)

(別表2) 地震保険料控除

○地震保険料契約のみ(限度額25,000円)
地震保険料控除額=支払った地震保険料×0.5

○地震保険と長期損害保険の併用(限度額25,000円)
地震保険料控除額=1+2
1. 地震保険契約に係るもの
地震保険料控除額=支払った地震保険料×0.5
2. 長期損害保険契約に係るもの

支払った保険料の額(A)	控除額
5,000円以下	〈A〉の全額
5,000円超15,000円以下	〈A〉×0.5+2,500円
15,000円超	10,000円

配当控除、住宅借入金特別控除、寄附金税額控除

詳細について、係までお問い合わせください。

(別表3) 配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額

区分	配偶者の合計所得金額	本人の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
配偶者控除	48万円以下	一般 33万円	老人 22万円	11万円
		38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	48万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円
	130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円

※控除を受ける方の合計所得金額が1,000万円を超える場合、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることができません。

(別表4) 基礎控除

本人の合計所得金額	控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円
2,450万円超2,500万円以下	15万円
2,500万円超	0円

調整控除(算出所得割額から控除)

◎個人住民税の合計課税所得金額が200万円以下の場合

- ①か②のいずれか小さい額の5%
- ①人的控除額の差の合計額 ②合計課税所得金額

◎個人住民税の合計課税所得金額が200万円を超える場合

- ①から②を控除した金額(5万円未満の場合は5万円)の5%
- ただし、この額が2,500円未満の場合は、2,500円とします。

①人的控除額の差の合計額

②合計課税所得金額から200万円を控除した金額

※合計所得金額2,500万円を超える所得割の納税義務者については、調整控除の適用はありません。

配当割額・株式等譲渡所得割額の控除

配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除がある場合、「算出所得割額」より控除されます。控除しきれない額がある場合は、充当、還付されます。

区分	市町民税	府民税
配当割額又は株式等譲渡所得割額	3/5	2/5